

愛知県障害者計画の見直しについて

1 見直しの趣旨

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」第8条第1項に、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針及び総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を、障害者計画に定める旨が記載されている。現計画にも、コミュニケーション環境の充実を図ることが記載されているが、具体的に施策を推進するため、方向性及び取組を記載したい。

2 愛知県障害者計画の現在の記載内容

右頁参照

【参考】

- 「あいち健康福祉ビジョン 2020」（平成 28 年 3 月 22 日策定）の障害者支援に係る記載部分を、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく、「愛知県障害者計画」として位置付けている。

【あいち健康福祉ビジョン】

将来の本県健康福祉社会のあるべき姿や、健康福祉施策の方向性を示すもの

- 計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度【5 年間】

3 見直しスケジュール

- 計画には、平成 32 年度（障害者計画の最終年度）までに取り組む事項を主に盛り込む
- 取組事項は、計画別冊として作成（別添案参照）

【決定の方法とスケジュール】

- 専門部会において検討
 - 平成 29 年 7 月 進め方、スケジュール、県の取組について検討
 - 9 月 素案（県の取組を文章化したもの）について検討
 - 11 月 検討結果を踏まえた修正案について検討
 - 平成 30 年 7 月 案を作成
- 障害者施策審議会及び社会福祉審議会で意見聴取
 - 平成 29 年 7 月、12 月、平成 30 年 3 月、7 月 障害者施策審議会で意見聴取
 - 平成 30 年 1 月、7 月 社会福祉審議会で意見聴取
- 健康福祉ビジョン推進本部で決定
 - 平成 30 年 9 月 最終案を健康福祉ビジョン推進本部に諮り、決定

愛知県障害者計画の現在の記載内容

意思疎通支援に関する課題、施策の方向性、主要な取組事項を抜粋

（「あいち健康福祉ビジョン 2020」第 4 章「IV 障害者支援 ～身近な地域でともに暮らせる新しい社会に向けて～」より）

（1） 課題

○障害者権利条約を踏まえた障害者基本法では、言語に手話を含むことを定義し、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保と、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨としています。

また、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例では、社会的障壁の除去に向けた取組が求められており、本県においては、平成28(2016)年2月定例愛知県議会から、傍聴の際、手話通訳に加え、要約筆記が導入されるなどの取組が進められています。

引き続き手話及び障害のある人との意思疎通のための手段の選択とその利用の機会を広げていく必要があります

（2） 施策の方向性

○視覚障害、聴覚障害などの障害のある人が、手話や筆談、点字など障害の特性に応じた手段により、情報を取得し、意思表示やコミュニケーション等の意思疎通をすることは、日常生活を営む上で必要不可欠であるため、手話及び意思疎通のための手段の普及並びにそれらを利用しやすい環境の整備に努め、コミュニケーション環境の充実を図ります。

（3） 主要な取組

◆視聴覚障害のある人を始めとした障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるようにし、個々の障害に対応した支援の充実を図るため、手話及び意思疎通のための手段について学ぶ機会の確保や情報発信等を行い、情報のバリアフリー化を進めます。

◆コミュニケーション環境の充実を図るとともに、災害時における意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳等を行う者の養成・派遣や聴覚障害のある人に関する相談等を行う聴覚障害者情報拠点施設に対する運営費の助成を行います。

◆社会参加を促進するため、障害のある人の外出の際の移動を支援するサービスである移動支援の促進や、視覚と聴覚両方に障害のある人の通訳・介助サービスなどを始めとした社会参加促進事業を実施します。